

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則【総務市民局人事部人事課】 3

◇ 告 示

- 北九州市重度障害者医療費支給要綱の一部を改正する告示【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 4

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

コミュニティ支援課生涯学習係の事務のうち、キャンプ場等の管理等に関することは、門司区役所及び八幡東区役所に限ることにしました。

この規則は、令和6年10月1日から施行することにしました。

北九州市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月30日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第34号

北九州市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

北九州市区役所等事務分掌規則（昭和43年北九州市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第2条コミュニティ支援課生涯学習係の項第8号中「こと」の次に「（門司区役所及び八幡東区役所に限る。）」を加える。

付 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

北九州市告示第388号

北九州市重度障害者医療費支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年9月30日

北九州市長 武内和久

北九州市重度障害者医療費支給要綱の一部を改正する告示

北九州市重度障害者医療費支給要綱（昭和49年北九州市告示第231号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第3条第2項第4号中「第5条第1項の登録の申請をする者にあつて」を「受ける医療に係る重度障害者医療費について」に、「中「扶養親族等及び児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第1項に規定する者」及び「これらの者」とあるのを「扶養親族等」と読み替えて同項の規定を適用して得た」を「に定める」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条及び第3条第2項第4号の規定は、この告示の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。